

本報告書は、令和6年2月29日に公表した報告書を、令和6年4月25日に公表した正誤表により訂正したものです。

船舶インシデント調査報告書

令和6年1月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和5年7月6日 11時00分ごろ
発生場所	長崎県長崎市伊王島西方沖 伊王島灯台から真方位268° 5.5海里付近 （概位 北緯32° 42.6′ 東経129° 39.1′）
インシデントの概要	プレジャーボート飛龍丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年7月13日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 飛龍丸、4.6トン 251-11882 京都、個人所有 ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力169.20kW、回転数毎分2,200、6気筒、ボア117.9mm、使用燃料軽油、機関製造年月日不詳、昭和60年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せて沖縄県那覇港まで回航する目的で、京都府宮津市宮津港を出航し、夜間航行は行わずに目的地に向かった。</p> <p>本船は、伊王島西方沖を約10ノットの対地速力で航行中、主機の回転数が徐々に低下した後、主機が停止した。</p> <p>船長は、燃料油系統に不具合がないか確認して異常を認めなかったが、主機を始動しようとしても始動できず、航行不能と判断して海上保安庁に救助を要請し、本船は、来援した巡視艇にえい航されて長崎市長崎港に向かった。</p> <p>本船は、本インシデント後、整備業者によって点検が行われた結果、燃料油供給ポンプから油水分離器につながる燃料油管に亀裂が生じて同亀裂から空気が混入し、燃料油を主機に供給できない状態になっていたことが判明した。</p> <p>整備業者は、主機の振動の影響等を受けて、燃料油管が経年劣化して亀裂が発生したのではないかと思った。</p> <p>本船は、燃料油管を交換したところ、主機を始動することができ、那覇港に向かった。</p>

	<p>船長は、船舶所有者が令和5年6月に燃料油フィルター及び潤滑油の交換並びに電気系統の点検を行ったことを確認して本船を譲り受けたが、燃料油管の使用期間は把握しておらず、自身の出航前点検において、燃料系統を入念に点検しておけば良かったと本インシデント後に思った。</p>
分析	<p>本船は、航行中、経年劣化により燃料油供給ポンプから油水分離器につながる燃料油管に亀裂が生じ、同亀裂から空気が混入したことから、燃料油の供給が阻害され、主機が停止して運航不能となったものと推定される。</p> <p>本船の燃料油管は、使用期間が不明であり、主機の振動等の影響により経年劣化して亀裂が生じた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、航行中、経年劣化により燃料油供給ポンプから油水分離器につながる燃料油管に亀裂が生じ、同亀裂から空気が混入したため、燃料油の供給が阻害され、主機が停止したことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、主機の振動等による影響を受けやすい燃料油管が経年劣化していないか定期的に点検すること。